平成２２年（フ）第９７４３号
大阪市平野区背戸口２丁目７番12―307号
債務者　多田　孝志
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９号
大阪府寝屋川市高柳３丁目７番12号
債務者　西谷芳津美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９号
大阪市生野区中川東２丁目11番８―302号
債務者　美林惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５号
大阪市福島区福島７丁目９番21―503号
債務者　小手川和子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７号
大阪府高槻市辻子３丁目64番９号、前住所神戸市灘区天城通４丁目２番12号
債務者　北原　秀二
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３８号
大阪府高槻市辻子３丁目64番９号、前住所神戸市灘区天城通４丁目２番12号
債務者　北原　好子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４号
大阪府高槻市天川町28番６号
債務者　大句　一恵
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２号
大阪市平野区平野西５丁目５番20―307号、住民票上の住所大阪市中央区島之内２丁目11番12号　幸福荘502号室
債務者　鍋谷　道雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３号
大阪府門真市五月田町22番１号
債務者　西本　治雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７号
大阪府茨木市蔵垣内２丁目15番８号
債務者　小方　礼次
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８号
大阪府摂津市千里丘東３丁目10番５―205号
債務者　小方みつ子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４号
大阪市東淀川区東中島４丁目２―５　新大阪野元ビル108、住民票上の住所大阪府茨木市上郡２丁目７番30号
債務者　中川　和之
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７号
大阪市浪速区日本橋東３丁目12番６号　銭辰ビル25号
債務者　鏑木　清美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９４号
大阪府四條畷市二丁通町16番３号
債務者　市橋　典子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７号
大阪府豊中市夕日丘２丁目４番１号
債務者　増田　剛巳
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６号
大阪府寝屋川市池田１丁目30番13号
債務者　兵庫　直人
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０９号
大阪市阿倍野区三明町２丁目10番15号　幸栄マンション３―Ｂ
債務者　宮谷栄美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部